

「二つの罨」に挑む習近平体制

―「政左経右」路線は持続可能か―

関 志雄*

要 約

改革開放以来、中国は、経済発展と市場経済体制への移行を同時に目指しているが、この過程で、「中所得の罨」と「体制移行の罨」からなる「二つの罨」に陥る恐れがある。現に、所得格差の拡大や、環境の悪化、官僚の腐敗に加え、労働力不足に伴う潜在成長率の低下や、国有企業改革の停滞など、その兆候が表れている。

「二つの罨」を克服するために、習近平政権は、政治面では共産党による一党統治、中でも習近平総書記の権力基盤を強化する一方で、経済面ではできるだけ政府による経済活動への介入を減らし、市場と企業の活力を発揮させる「政左経右」路線を打ち出している。経済改革の具体的内容は、2013年11月に開催された中国共産党の「三中全会」で決定されたが、既得権益集団の抵抗が予想される。それを抑えるために、民主化と法治化を中心とする政治改革を通じて、国民の支持を集め、権力を制限する仕組みを構築しなければならない。

キーワード：中所得の罨、体制移行の罨、三中全会、習近平

JEL Classification：O53, P26, P31

I. はじめに

中国は「中所得の罨」と「体制移行の罨」からなる「二つの罨」に直面している。これらの共通する特徴として、所得格差の拡大や、環境問題の深刻化、官僚の腐敗が挙げられる。それに加え、「中所得の罨」は農村部における余剰労働力の解消（いわゆる「ルイス転換点」の到来）に伴う労働力不足、また「体制移行の罨」は、国有企業の民営化の遅れなど、市場経済化改革の停滞という独自の特徴を持っている。これらの要因に制約され、中国における潜在成長

率が大幅に低下しており、経済も不安定化している。

「二つの罨」を乗り越えるために、習近平総書記を中心とする指導部は、「政左経右」（政治の左傾化と経済の右傾化）路線を進めている。ここで言う「政治の左傾化」とは、共産党による一党統治、中でも習総書記の権力基盤を強化することである。一方、経済の右傾化とは、できるだけ政府による経済活動への介入を減らし、市場と企業（中でも民間企業）の活力を発

* 株式会社野村資本市場研究所シニアフェロー

揮させることである。その狙いは、権威主義体制の下で、経済改革を加速させることである。しかし、既得権益集団の抵抗を打破するため

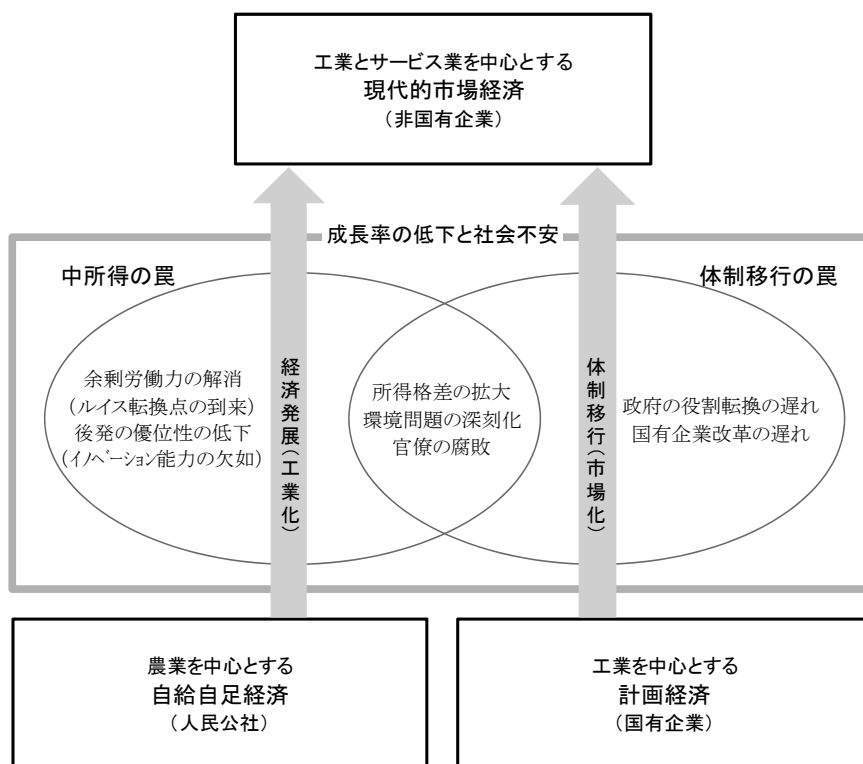
に、最終的に民主化と法治化を中心とする政治改革が必要である。

Ⅱ. 「中所得の罅」と「体制移行の罅」に直面する中国

1978年の中国共産党第11期中央委員会第三回全体会議（第11期三中全会）から始まった改革開放は、経済発展と体制移行の同時進行の過程としてとらえることができる（図1）。それまでの中国経済は、農業部門が自給自足を基本とする人民公社、工業部門が主に政府の計画に従って生産を行う国有企業（当時は「国营企業」と呼ばれていた）からなっていた。改革開

放が進むにつれて、経済発展が加速し、産業の中心は農業から工業とサービス部門に移ってきた。その一方で、国有企業のウェイトが大幅に下がる反面、外資系や民営企業のウェイトが高まり、市場経済化が進んできた。こうした経済発展のプロセスは、後発国として先進国を追い上げてきた明治維新以降の日本と類似しており、また、市場経済化のプロセスでは、1989

図1 経済発展と体制移行の過程で待ち受ける「二つの罅」



（出所）関志雄（2013）

年のベルリンの壁崩壊後のロシアや東欧の国々と共通する問題に直面している。現代的市場経済を実現するために、この二つの移行過程の途中で待ち受けている「中所得の罍」と「体制移行の罍」からなる「二つの罍」を克服しなければならない。

Ⅱ－１．世界銀行が提唱する「中所得の罍」論

「中所得の罍」は、世界銀行が提示した概念である（Gill and Kharas, 2007, World Bank, 2012）。ある国が、1人当たり所得が世界の中間レベルに達した後、発展戦略および発展パターンを転換できなかったために、新たな成長の原動力を見つめることができず、経済が長期にわたって低迷することを指す。「中所得の罍」に陥った国々に共通した特徴として、余剰労働力の解消、産業高度化の停滞、貧富格差の拡大、環境問題の深刻化、官僚の腐敗といった、それまで蓄積された成長制約要因が一気に顕在化し、成長率の低下とともに社会が不安定化することが挙げられる。

一般的に、低所得国は、労働力を生産性の低い農業から生産性の高い製造業に移すことを通じて、労働集約型製品の輸出を伸ばすだけでなく、国全体の生産性を向上させることもできるが、中所得国になると、農村地域の余剰労働力が急速に減少する。特に発展の過程における完全雇用の達成を意味するルイス転換点を過ぎると、労働力の供給が成長の制約となり、また、賃金上昇によって労働集約型輸出製品の国際競争力も低下してしまう。その時、自国のイノベーション能力の向上を通じて生産性を高めることができなければ、経済成長は停滞してしまうのである。

中南米諸国は「中所得の罍」に陥った国の典型例である。これらの国々は1960年代から70年代の間、低所得国から中所得国に進んだが、その後長期停滞が続いている。1960年時点で101もあった中所得国・地域の内、2008年までの間に高所得国に発展したのは、赤道ギニア、ギリシア、香港、台湾、アイルランド、イスラ

エル、日本、モーリシャス、ポルトガル、ブエルトリコ、シンガポール、韓国、スペインという13カ国・地域のみである（World Bank, 2012）。

中国は、30年余りにわたる改革開放を経て、総じて国民生活が改善され、国際社会における存在感も増している。しかし、ここに来て、成長率は下がってきている上、所得格差の拡大や、環境問題の深刻化、官僚の腐敗などに対する国民の不満が高まっており、社会が不安定化している。一部の研究者は、これらを「中所得の罍」の兆候としてとらえている。

「中所得の罍」を克服するために、中国政府は、「経済発展パターンの転換」と「調和のとれた社会」を目指している。「経済発展パターンの転換」は、「需要構造の面における投資と輸出から消費へ」、「産業構造の面における工業からサービス業へ」、「生産様式の面における投入の量的拡大から生産性の上昇へ」という三つの転換からなる。そのねらいは、経済の量的拡大とともに、質の向上を実現することである。また、「調和のとれた社会」を実現するために、「都市」と「農村」、「東部」と「西部」、「富裕層」と「貧困層」の間の格差を縮小させなければならない。それに向けて、戸籍制度などによる農民への差別をなくし、また腐敗の蔓延を止めなければならない。

Ⅱ－２．清華大学研究グループが提唱する「体制移行の罍」論

経済発展の過程に伴う問題に焦点を当てた「中所得の罍」論に対して、清華大学研究グループ（2012）は、計画経済から市場経済への移行過程に伴う問題に焦点を当て、「体制移行の罍」という概念を提起している。ここで言う「体制移行の罍」とは、計画経済から市場経済への移行過程で作り出された国有企業などの既得権益集団が、より一層の変革を阻止し、移行期の「混合型体制」をそのまま定着させようとする結果、経済社会の発展が歪められ、格差の拡大や環境破壊といった問題が深刻化している

ことである。ロシアや東欧の国々が採った急進的な「ビッグバン・アプローチ」とは対照的に、中国が「石を採りながら河を渡る」と言われる「漸進的改革」を進めてきたことは、既得権益集団の形成に有利な環境を与えている。

清華大学研究グループによると、「体制移行の罫」に陥った中国経済は、次の五つの「病状」を示している。

まず、経済発展が歪められている。既得権益集団は短期間に利益を上げるために、資源の大量な浪費も辞さずに、高成長を追求している。また、自分の利益を損なう体制改革を避け、経済成長を通じて矛盾を和らげようとする。民営企業が苦境に追い込まれる中で、経済発展は政府主導の下で進めざるを得ず、大規模な建設プロジェクトの推進や、大型イベントの開催が成長を促進する重要な手段となっている。

第二に、体制改革は停滞し、移行期の体制がそのまま定着してしまっている。既得権益集団は、旧体制と新体制の要素を上手く組み合わせ、自分の利益を最大化しようとしており、国有企業による市場独占はその典型である。政治をはじめ、重要な分野において、改革が先延ばしにされている。既得権益集団は、自分に不利な改革に反対する一方で自分に有利な改革だけは積極的に進め、その結果、大衆の改革に対する希望も支持も失われてきている。

第三に、社会的流動性が低く、社会構造は固定化されつつある。社会における階級間に断層ができてしまい、社会全体の活力が衰えている上、階級間の対立が顕著になってきており、社会から疎外された一部の人が絶望に追い込まれている。これらを背景に、社会の矛盾が激化している。

第四に、「社会の安定維持」が国を挙げての

最重要課題となっている。そのために、多くの資源が投入され、その大義名分下で、改革が先延ばしされている。また、社会の安定を維持するための対策は、本来の意図に反して、かえって社会を不安定化させる要因になっている。

最後に、社会崩壊の兆しが日増しに顕著になっている。特に、一部の地方政府による権力の濫用が目立っている。権力が十分に制約されていない中で、土地の立ち退きを巡るトラブルが頻発するなど、農民・市民と政府の対立が激化しており、社会の公平と正義の維持が困難になってきている。

こうした認識を踏まえて、同グループは、中国が「体制移行の罫」から抜け出すための方策として、次のような提案をしている。

まず、市場経済、民主政治、法治社会といった普遍的価値を基礎とする世界文明の主流に乗らなければならない。なぜならば、世界文明の主流を拒絶することは、中国が「体制移行の罫」に陥った主因であると同時に、現在の利益構造を維持する口実になっているからである。

また、政治体制改革を加速させなければならない。権力の腐敗は、政府の権威と政策実行能力を弱めている。政治体制改革は、政府の透明性の向上など、権力を制約するメカニズムの形成から始めなければならない。

さらに、改革に関する意思決定を、これまでのように各地方政府や各政府部門に委ねるのではなく、中央政府の上層部によるグランド・デザイン（中国語で「頂層設計」）の下で進めるように改めなければならない。改革を推進するに当たり、国民の支持を得るため、彼らの意見に耳を傾けると同時に、公平と正義を基本価値としなければならない。

Ⅲ．労働力不足で低下する潜在成長率

「中所得の罌」論の焦点である労働力不足を背景に、中国における潜在成長率が大幅に低下している。こうした中で実施された拡張的マクロ政策はバブルを招くなど、経済を不安定化させている。

Ⅲ－１．生産年齢人口の減少と農村部での余剰労働力の解消

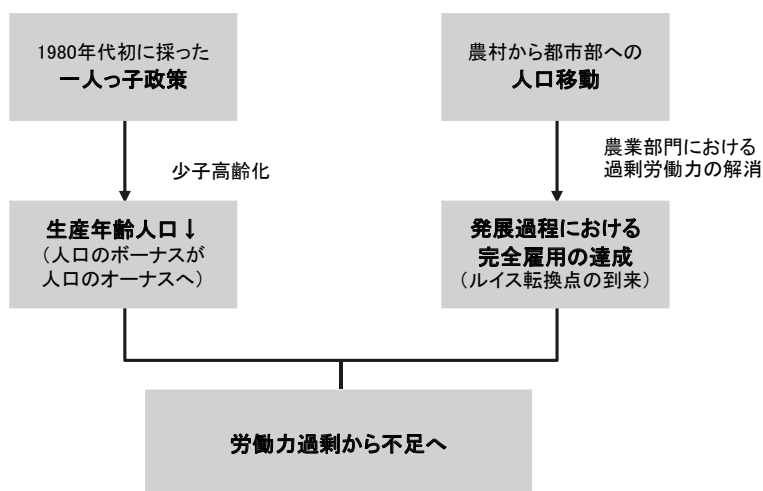
中国では、生産年齢人口の減少と農村部での余剰労働力の解消を受けて労働力が過剰から不足に転換した。1980年に導入された一人っ子政策のツケが回ってくるという形で、生産年齢人口（15歳～59歳）は2012年に初めて減少に転じた（馬建堂・国家统计局局長、「2012年国民経済運行状況記者会見」、2013年1月18日）。その一方で高齢化も加速している。また、これまで農村部が抱えていた余剰労働力も、急速な工業化と都市化によってほぼ解消され、発展の過程における完全雇用の達成を意味する「ルイ

ス転換点」はすでに到来していると思われる（図2）。

生産年齢人口が減少し始めることは、人口ボーナスが人口オーナス（重荷）に変わることを意味する。これまで、生産年齢人口が増え続けてきただけでなく、若い人が中心の社会であったため貯蓄率も高かった。生産年齢人口の増加は、労働供給量の拡大をもたらし、また、貯蓄が投資の資金源になるため、高貯蓄率は資本投入量の拡大につながったのである。これに対して、生産年齢人口の減少と高齢化の進行は、労働供給量の減少と貯蓄率の低下を通じて、潜在成長率を抑えるのである。

一方、ルイス転換点の到来も成長の制約となる。これまで無限と言われた労働力の供給は、次のルートを通じて、中国の経済成長を支えてきた。まず、農業部門における余剰労働力が工業部門とサービス部門に吸収されることは、直接GDPの拡大に貢献している。また、生産性

図2 労働力過剰から不足へ



（出所）野村資本市場研究所作成

の低い農業部門から生産性の高い工業とサービス部門への労働力の移動は、経済全体の生産性の上昇をもたらしている。さらに、余剰労働力により賃金が低水準に維持されることは、所得分配の面において、資本収入の多い高所得層に有利に働き、ひいては高貯蓄と高投資につながっている。しかし、完全雇用の達成は、これらの優位性が失われることを意味し、潜在成長率は低下せざるを得ない。

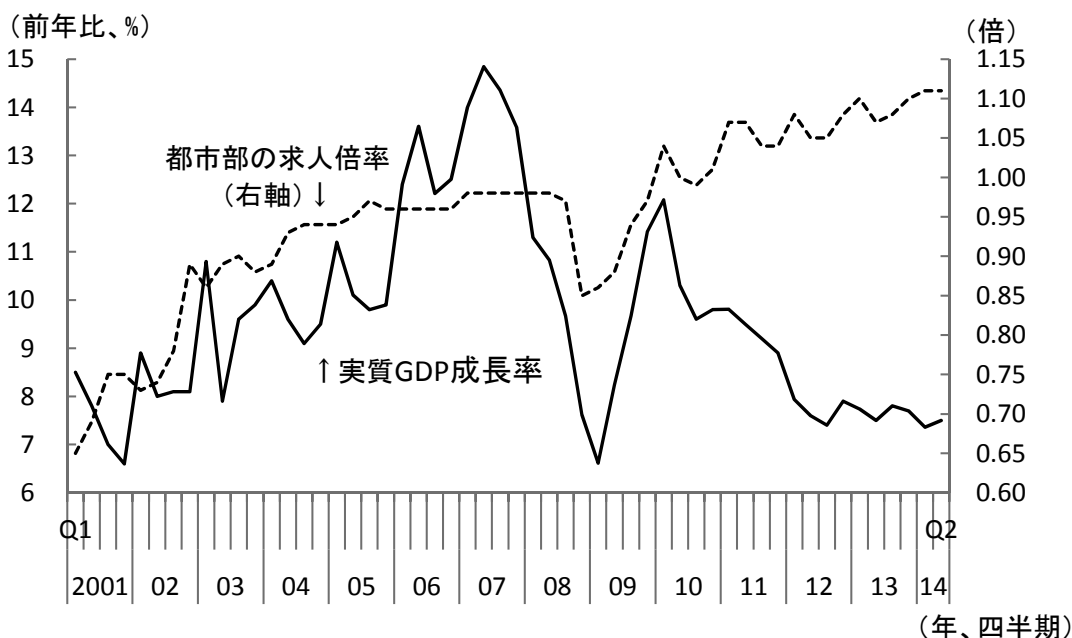
一般的に、生産年齢人口が増加から減少へと転換する時期と、不完全雇用から完全雇用へと転換する時期は異なる。たとえば、日本の場合、完全雇用の達成したのは1960年代の初めと見られる（南亮進，1970）が、生産年齢人口が減り始めたのは1995年前後であった（United Nations, *World Population Prospects: The 2012 Revision*, 2012）。これに対して、中国の場合、この二つの転換点がほぼ同時に到来したため、

労働力不足の度合いとそれに伴う経済へのインパクトは、他の国と比べて大きいと思われる。

労働市場におけるこのような変化を背景に、近年、成長率が従来と比べて大幅に低下しているにもかかわらず、都市部の求人倍率は上昇傾向をたどっており、2014年の第2四半期には1.11倍という高水準に達している（図3）。これは、リーマン・ショック後の2009年の初めに、成長率の低下とともに求人倍率も急落したことと対照的である。企業の求人数が労働者の求職数を上回っているという状況から判断して、中国の現在の潜在成長率はすでに実際の成長率である7.5%（2014年第2四半期実績）を下回っていると見られる。

労働力不足という成長制約を打破するために、中国は一人っ子政策の緩和に乗り出した。それに向けた一歩として、2013年11月に開催された第18期三中全会において、夫婦双方ま

図3 経済成長率が低下しても高水準を維持する都市部の求人倍率
— ルイス転換点の到来と潜在成長率の低下を示唆 —



（注）中国の都市部の求人倍率は、約100都市の公共就業サービス機構に登録されている求人数／求職者数によって計算される。

（出所）中国国家統計局、人力資源・社会保障部より野村資本市場研究所作成

たは一方が一人っ子である場合、二人目の出産を認めるという方針が決定された。

しかし、多くの国の経験が示すように、経済発展と所得向上に伴い、少子化が進む傾向がある。中国はすでに中所得のレベルに達しており、一人っ子政策が緩和されても、出生率の大幅な上昇はもはや見込めない。その上、中国では、地域格差が大きく、出生率の上昇は、すでに経済が発展し先進国の所得水準に近づいている沿海部と都市部よりも、遅れている内陸部と農村部の方が顕著であろう。その場合、中長期的に労働力の量が増えても、教育や健康のレベルから見た労働力の質は逆に低下する恐れがある。

労働力と資本投入の拡大による成長戦略の限界が見えてきた以上、供給側から成長を支えるエンジンを生産性の上昇に切り替えることを中心とする「経済発展パターンの転換」が急務となっている。

Ⅲ－2. 顕在化するバブルの兆候

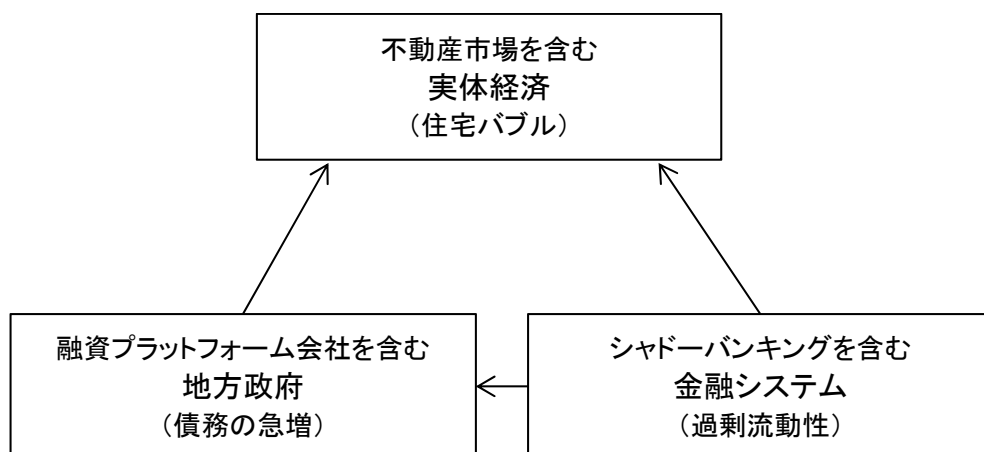
潜在成長率が大幅に低下している中で、政府が無理して拡張的マクロ政策を通じて潜在成長率を超える高成長を目指そうとすると、1980年代後半の日本と同じように、経済が不安定化する恐

れがある（補論参照）。すでに、不動産価格が高騰し、地方政府債務とシャドーバンキングの規模が急拡大するなど、リスクが顕在化しつつある（図4）。

まず、中国におけるシャドーバンキングとは、正規の銀行システムの外で、流動性と信用転換機能を持っている、システムック・リスクや規制回避を引き起こす可能性のある機関や業務によって構成された信用仲介システムである。銀行が販売する「理財商品」と信託会社が販売する「信託商品」がそのコアとなる。両者を合わせた規模は、2013年末には、20.4兆元に達している（中国人民銀行『中国金融安定報告』、2014年4月29日）。

シャドーバンキングは、金融機関にとって金融イノベーションを通じて監督管理の規制を回避する手段である。当局は金利規制（預金金利の上限は基準金利の1.1倍）と高めの預金準備率（現在、大手銀行の場合20.0%）を設けており、また預貸比率（75%）と窓口規制などを通じて銀行の貸出を制限している。市場競争が激しさを増す中で、銀行は規制を回避するために、従来の貸出に代わる融資の手法として、シャドーバンキングを活用するようになったの

図4 金融・財政リスクの構図



（注）→は資金の流れ

（出所）野村資本市場研究所作成

である。しかし、シャドーバンキングが効果的な監督管理下に置かれなければ、リスクは高まる恐れがある。特に、急拡大しているシャドーバンキングを通じた融資は、直接的に、または融資プラットフォーム会社を経由して、不動産市場に流れており、住宅価格の高騰に拍車をかけている。

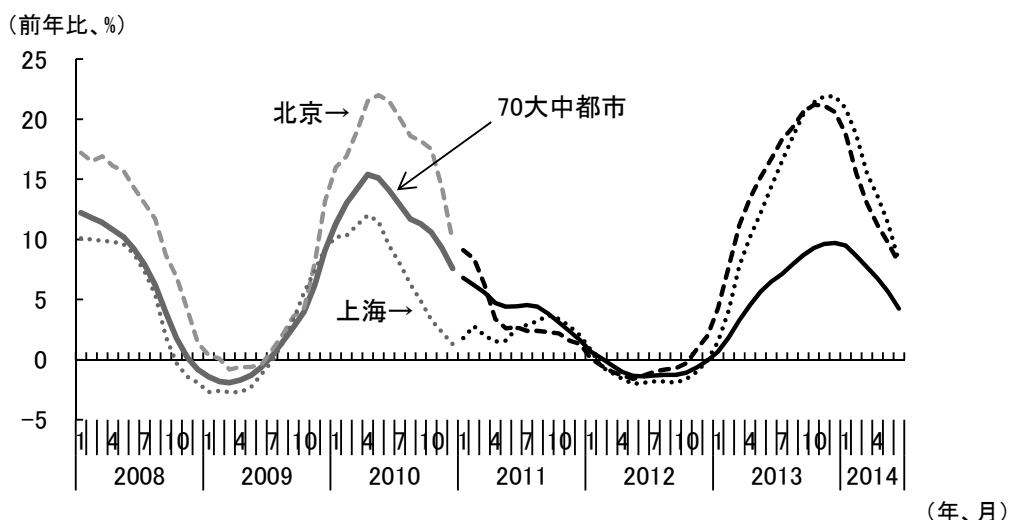
次に、リーマン・ショック以降の金融緩和を受けて、不動産市場は、北京や上海など、主要都市を中心に住宅価格が急騰した（図5）。これに対して、2010年以降、中国政府は融資規制、購入制限、不動産関連税制の強化など、一連の対策を発表・実施した。これらが功を奏する形で、70大中都市の新築商品住宅販売価格の前年比上昇率は、一時マイナスで推移していたが、その後の金融緩和をきっかけに、2013年1月から再びプラスに転じ、ピークだった2013年12月には9.7%まで加速した。すでにバブルの域に達している住宅価格は、2014年に入ってから調整局面に入りつつある。住宅バブルが崩壊すれば、銀行部門やマクロ経済が大きな打撃を受けることが懸念されている。

そして、シャドーバンキングと住宅バブルの

膨張に加え、地方政府債務、中でも融資プラットフォーム会社が抱えている債務も、マクロ経済を不安定化させる要因として問題視されている。ここで言う融資プラットフォーム会社とは、地方政府およびその所属機関が出資して設立し、政府の投資プロジェクトの資金調達機能を担う、独立した法人格を持つ経済主体のことである。現在の財政制度の下では、地方政府は、恒常的に財源の不足に悩まされている上、自ら債券を発行することが厳しく制限されている。このような制約の下で、インフラ投資の資金を調達するために、各地の地方政府は、多くの融資プラットフォーム会社を設立したのである。特に、2008年9月のリーマン・ショックを受けて実施された4兆元の景気刺激策の財源を賄うために、政府は、融資プラットフォーム会社による資金調達を容認するようになった。金融緩和の実施も加わり、全国の融資プラットフォーム会社の数と債務は急増した。従来の銀行融資に加え、シャドーバンキングも融資プラットフォーム会社に多くの資金を提供している。

審計署（日本の会計検査院に相当）によると、2013年6月末における全国の地方政府債

図5 新築住宅販売価格の推移



（注）2010年12月までは新築住宅販売価格指数。2011年1月からは新築商品住宅販売価格指数、70大中都市は各都市の単純平均。

（出所）CEICデータベースより野村資本市場研究所作成

務残高は17.9兆元、その内、融資プラットフォーム会社の債務は7.0兆元に上る（審計署「全国政府性債務審計結果」、2013年12月30日）。中央政府の債務（12.4兆元）を合わせると、政府部門の総債務残高は30.3兆元となる。その中には、①政府が直接借り入れた債務、②

関連機関が借り入れているが政府が返済を保証する債務、③関連機関が借り入れ、返済困難の場合、政府が「一定の支援を提供する責任を負う」債務を含む。経済が低迷している中で、融資プラットフォーム会社の債務を中心に、不履行のリスクに対する懸念が高まっている。

Ⅳ. 停滞する国有企業改革

一方、「体制移行の罌」論の焦点である国有企業改革は、既得権益集団の反対に遭い、なかなか進んでいない。

Ⅳ-1. 市場経済化と逆行する「国進民退」

中国政府は、改革開放に転換した当初から、民営企業をはじめとする非国有企業の発展を奨励している。さらに1990年代後半になると、「国有経済の戦略的再編」や「所有権改革」などの名の下で、国有企業の民営化を推進してきた。しかし、近年、一部の分野では「国進民退」という動きが見られる。特に、2008年9月のリーマン・ショックを受けて実施された4兆元に上る景気対策は、国有企業によりほぼ独占されている鉄道、道路、空港といったインフラ分野への投資に集中した。「国進民退」は、中国経済の中長期の成長を抑える恐れがある。

まず、大型国有企業は独占の利益を守るために、行政当局に圧力をかけ、市場参入の壁を高くしがちである。それにより、競争原理の導入

や市場を非国有企業にさらに開放することが困難になってしまう。銀行融資が国有企業に集中し、民営企業にはなかなか回らないことは、その典型例である。

また、独占企業は容易に利益を上げられるがゆえに、効率を向上させるインセンティブが働かず、国際市場において競争力が欠如したままである。実際、中国が世界の工場と呼ばれるようになったにもかかわらず、その担い手はあくまでも外資企業である。米経済誌『フォーチュン』が毎年発表する「グローバル500」にランクインしている中国の国有企業は、輸出にはほとんど貢献していない。

さらに、増え続ける国有企業の利潤の大半が国に納められず内部に留保される¹⁾。中央国有資本経営予算編成の対象となる国有企業は、2013年に総額1兆1,690億元に上る純利益（税引き後）を上げたにもかかわらず、その10%にも満たない1,039億元しか国庫に納付していない（財政部、「2014年中央国有資本経営予算

1) 2013年現在、中央政府直属の国有企業の税引き後利益（純利益から前年度損失と法定積立金を控除）の国庫納付率は以下の五種類となる。（財政部、「2013年中央国有資本経営予算に関する説明」、2013年3月）。

第一類：煙草企業、20%

第二類：石油石化、電力、電信、石炭など資源独占型産業企業、15%

第三類：鉄鋼、運輸、電子、貿易、建築など一般競争型産業企業、10%

第四類：軍需企業、企業に転換した科学研究機関、中国郵政集团公司、2011年と2012年に新たに中央国有資本経営予算の対象となった企業、5%

第五類：中国備蓄食糧総公司、中国備蓄棉総公司を含む政策性企業、0%

なお、小型・零細国有企業の内、当該年度の純利益が10万元以下の場合、第五類の政策性企業に照らし、同年度の納付を免除。

に関する説明」, 2014年3月)。その上, その大半は, 「国有経済構造調整支出」や, 「重点項目支出」, 「産業高度化と発展支出」という名目で, 国有企業に還流されている。そのために, 労働分配率の低下により消費が抑えられる一方で, 無駄な投資も助長されている。

Ⅳ-2. 求められる国有企業の民営化

低効率をはじめ, 国有企業に関わる多くの問題は, コーポレート・ガバナンスの欠如に由来している。発達した資本主義経済においても, 企業の所有と経営の分離によって, 所有者の利益が経営者に侵害される恐れがあるが, この問題は, 所有権が曖昧である中国の国有企業において, 特に深刻である。確かに, 建前として13億の国民の一人ひとりがすべての国有企業に対して13億分の1の所有権を持っているが, 彼らは, 万単位に上る国有企業を自ら監督する能力もインセンティブも持っていない。また, そのような意欲を持っていたとしても, 株主総会に出席できるわけではない。そのため, 国民は国有企業の株主の権利を, 代理人としての政府機関に委託しなければならないが, 政府が国有企業を経営する目的は利潤最大化だけでなく, 雇用の創出, 社会の安定などさまざまなものがある。また, 政策を策定し, 実施する政府の役人は, 国民や国の利益よりも自らの利益を優先するという誘惑に常に晒されている。この問題の解決は, 選挙や議会といった民主主義制度が整っている先進諸国においても難しいが, 国民の監督が届きにくい一党統治という政治体制をとる中国ではなおさらである。このように, 国有であることがコーポレート・ガバナンスの欠如という問題の根源である以上, 民営化を行わない限り, コーポレート・ガバナンスの確立は不可能であると言えよう。

こうした認識に立って, 中国政府は1990年代半ば頃から, 「抓大放小」(政府は大型国有企業のみをコントロールし, 中小型国有企業の民営化を認める)と, 「国有経済の戦略的再編」の名の下で, 国有企業の民営化を進めてきた。

「抓大放小」では民営化の対象を中小の国有企業にとどめたが, 1997年に開催された中国共産党第15回全国代表大会(第15回党大会)において, 「国有経済の戦略的再編」では公共財の提供など一部の業種に限って国の所有を維持し, 大企業を含む国有企業を民間と競合する分野から全面的に撤退させるという方針を示した。

これを受け, 1999年9月の第15期四中全会で採択された「国有企業の改革と発展の若干の重大な問題に関する中共中央の決定」では, 「国有経済の戦略的再編」の具体的内容が明らかになった。それにより, 国有経済が主導する産業は以下の四つに限定され, それ以外の分野における国有企業は, 事実上, 民営化の対象となった。

- ①国家の安全に関わる産業(国防に関する産業, 貨幣の鑄造および国家の戦略的備蓄システムなど)
- ②自然独占および寡占産業(郵政, 電気通信, 電力, 鉄道, 航空など)
- ③重要な公共財を提供する産業(都市部における水道, ガス, 公共交通および, 港, 空港, 水利施設, 重要な防護林工事など)
- ④基幹産業とハイテク産業における中核企業(石油採掘, 鉄鋼, 自動車, 電子の先端部門など)

これを受けて, 中小の国有企業の民営化はMBO(経営者による自社買収)などを通じて行われたが, 大型国有企業の民営化は, 既得権益集団の反対に遭い, 大きな進展を見せていない。中国に新たな活力をもたらすためには, 「国有経済の戦略的再編」という方針を貫く必要がある。

V. 市場経済化の深化を軸とする三中全会の改革案

「二つの罫」を克服するために、習近平総書記を中心とする指導部は市場経済化を推し進めている。その全体像は、2013年11月に開催された第18期三中全会で審議・採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（以下「決定」）で明らかになった²⁾。今回の「決定」には、「市場に資源配分における決定的役割を担わせる」ことをはじめ、新自由主義の政策綱領とされる「ワシントン・コンセンサス」を思わせる内容が多く含まれている。

V-1. 資源配分の主役と位置付けられるようになった「市場」

中国では、1978年に改革開放に転換するとともに、計画経済から市場経済への移行が進み、1992年の第14回党大会において、「社会主義市場経済の確立」が経済体制改革の目標と定められた。

習総書記が指摘しているように、「20年余りの実践を経て、中国における社会主義市場経済体制は既にある程度確立したが、次のような問題がなお存在している。市場秩序がまだ規範化されておらず、不正な手段により経済利益を手に入れようとする現象が広く存在する。生産要素市場の発展が立ち遅れており、各要素が十分に活用されていない一方で、大量の有効需要が満たされていない状況が併存している。市場ルールが統一されておらず、部門保護主義と地方保護主義が多く存在する。市場競争が不十分

であり、優勝劣敗と構造調整を阻害している」（習近平、「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」に関する説明、新華社、2013年11月15日）。

これらの問題を確実に解決しなければ、社会主義市場経済体制が完成できないという認識の下で、今回の「決定」は市場化改革の深化を軸にまとめられ、資源配分における市場の位置付けも、従来の「基礎的」から「決定的」に改められた。「決定」は、市場化改革の重要性について、次のように述べている。

「経済体制改革は改革の全面的深化の重点であり、核心的な問題は政府と市場の関係をうまく処理し、市場に資源配分における決定的役割を担わせ、政府の機能を一層発揮させることにある。市場による資源配分の決定は、市場経済の一般法則であり、社会主義市場経済体制を整備するには、この法則に従い、市場システムの不備、政府の過剰介入、監督管理の不行き届きという問題を重点的に解決しなければならない。

積極的かつ穏当に、広さと深さを以て市場化改革を推進し、政府による資源の直接配分を大幅に減らし、市場ルール、市場価格、市場競争に基づく資源配分によって、効果・利益の最大化と効率の最適化を図らなければならない。政府の職責と機能は主として、マクロ経済の安定を維持し、公共サービスの強化と最適化を図り、公平な競争を保障し、市場の監督管理を強化し、市場の秩序を守り、持続可能な発展を推

2) 「決定」は16章60条（序文と結語を含まず）から構成され、その内容は経済、政治、文化、社会、生態文明、国防・軍隊の6分野に及ぶ。経済関連の議論は、「基本的経済制度を堅持し、整備する」（第2章）、「現代的市場システムの整備を加速する」（第3章）、「政府の機能転換を加速する」（第4章）、「財税制改革を深化する」（第5章）、「都市・農村の一体化した発展の体制・メカニズムを整える」（第6章）、「開放型経済新体制を構築する」（第7章）の各章を中心に展開されている。

進し、共に豊かになることを促進し、市場の失敗を補うことである」（「決定」第3条）。

市場に資源配分における「決定的」役割を担わせるために、「主に市場が価格を決定するメカニズムを整える。市場で価格形成可能なものはすべて市場に委ね、政府は不当な介入をしない。水、石油、天然ガス、電力、交通、通信などの分野の価格改革を推進し、競争的部門の価格を自由化する。政府が価格を決定する範囲は、主として、重要な公共事業、公益的サービス、ネットワーク型自然独占部門³⁾に限定し、透明性を高め、社会による監督を受けるようにする。農産物の価格形成のメカニズムを整え、市場の価格形成機能を重視する」（「決定」第10条）。

V-2. 「ワシントン・コンセンサス」を思わせる改革案

市場化改革の深化を目指す今回の「決定」には、新自由主義が提唱する「ワシントン・コンセンサス」を思わせる内容が多く含まれている。「ワシントン・コンセンサス」は、米ピーターソン国際経済研究所のジョン・ウィリアムソン・シニアフェローによって次の10カ条にまとめられている（Williamson, 1990）。

- ①財産権に対する保護
- ②企業の参入と退出に対する規制緩和
- ③国有企業の民営化
- ④直接投資の自由化
- ⑤貿易の自由化
- ⑥金利の自由化
- ⑦競争力のある為替レートの維持
- ⑧規律的な財政運営
- ⑨純粋な所得再分配支出の抑制と公共サービス支出の増加
- ⑩タックススペースの拡大

ここで、この10カ条と照らし合わせながら、今回の三中全会の「決定」の内容を確認する。

①財産権に対する保護

財産権に対する保護については、「財産権は所有制の核心である。帰属がはっきりし、権利・責任が明確で、保護が厳格で、流通が円滑な現代的財産権制度を整備する。公有制経済の財産権は不可侵で、非公有制経済の財産権も同様に不可侵である。国はさまざまな所有制経済の財産権と合法的利益を保護し、さまざまな所有制経済が法に基づいて生産要素を平等に使用し、公開かつ公平・公正に市場競争に参加し、法律による保護を同等に受けることを保証し、各種の所有制経済を法に基づいて監督管理する」（「決定」第5条）。

また、「農民により多くの財産権を付与する。農民集団経済組織メンバーの権利を保障し、農民の株式合作を積極的に発展させ、農民に集団資産持ち分の占有、収益、有償脱退権や抵当、担保、相続権を付与する。農家の宅地の占有、使用、収益に対する権利を保障し、農村の宅地制度を改革、整備し、いくつかの実験地を選んで、農民の住宅の財産権の抵当、担保、譲渡を慎重かつ穏当に進め、農民の資産所得を増やすルートを模索する。農村の財産権流通取引市場を作り、農村の財産権の流通・取引が公開で、公正にかつ規範に則って行われるようにする」（「決定」第21条）。

さらに、「知的財産権の運用と保護を強化し、技術イノベーションの激励メカニズムを整え、知的財産権裁判所の設立を模索する」（「決定」第13条）。

②企業の参入と退出に対する規制緩和

企業の参入と退出に対する規制緩和について、「公平性、開放性、透明性のある市場ルールを作る。統一的な市場参入制度を確立し、ネガティブリストを作成した上で、各市場主体が法に基づきリスト外の分野に平等に参入できるようにする」、「市場の監督管理システムを改革し、統一的な市場監督管理を実施し、全国の統

3) ここで言うネットワーク型自然独占部門は、電力、鉄道、通信などを指す。

一的市場と公平な競争を妨げるさまざまな規定や方法を整理、廃止し、各種の違法な優遇政策の実施を厳禁、処罰し、地方保護主義に反対し、独占と不正競争に反対する」、「優勝劣敗という市場原理に基づいた退出メカニズムを整え、企業破産制度を整備する」（「決定」第9条）。

特に、「非公有制経済の健全な発展を支持する。非公有制経済は経済成長、革新の推進、雇用拡大、税収増加などにおいて重要な役割を果たしている。権利の平等、機会の平等、ルールの平等を堅持し、非公有制経済に対するさまざまな形の不合理的規定を廃止し、さまざまな目に見えない障壁を取り除き、非公有制企業が特許経営⁴⁾分野に参入するための具体的なルールを制定する。非公有制企業が国有企業改革に参加することを奨励し、非公有資本が支配株主となっている混合所有制企業の発展を奨励し、条件を満たした私営企業が現代企業制度を導入することを奨励する」（「決定」第8条）。

また、個別の分野については、「国有資本の投資プロジェクトへの非国有資本による資本参加を認める」（「決定」第6条）、「金融業の対内対外開放を拡大し、監督管理の強化を前提に、条件を満たした民間資本が法に基づいて中小型銀行などの金融機関を設立することを認める」（「決定」第12条）、「預金保険制度を確立し、金融機関の市場原理に基づいた退出メカニズムを整える」（「決定」第12条）。

③国有企業の民営化

「決定」では、国有企業の民営化について、直接の言及がないが、「混合所有制経済を積極的に発展させる」（「決定」第6条）ことと、「国有企業の機能を正確に区分する」（「決定」第7条）ことを通じて、国有企業のウェイトの低下を促すという方針が打ち出されている。

具体的には「国有資本、集団資本、非公有資本が株を持ち合い、相互に融合し合う混合所有

制経済は、基本的経済制度の重要な実現形式であり、国有資本の機能拡大、価値の維持・増加、競争力の向上に有利であり、各種所有制の資本が長短相補い、互いに促進し、共に発展するのに有利である。より多くの国有経済とその他の所有制経済が混合所有制経済へと発展することを認める」（「決定」第6条）。

また、「国有資本は公益性企業への投入を増やし、公共サービスの提供により大きく貢献できるようにする。国有資本が引き続き株式保有と経営の面において支配する自然独占産業では、政府と企業の分離、政府と資本の分離、特許経営、政府による監督管理を主要内容とする改革を実施し、各業種の特色に基づき整備部門と運営部門の分離を実施し、競争的業務を自由化し、公共資源配分の市場化を推し進める。各種形式の行政独占を更に打破する」（「決定」第7条）。

④直接投資の自由化

直接投資の自由化については、「投資への参入を緩和する。内・外資の法律・法規を統一し、外資政策の安定性、透明性、予測可能性を維持する。金融、教育、文化、医療などのサービス業分野の秩序ある開放を進め、保育・養老、建築・設計、会計・監査、商業・貿易・物流、電子商取引などのサービス業分野への外資参入制限を撤廃し、一般製造業を更に開放する。税関の特別監督管理区域の再編・最適化を速める」（「決定」第24条）。また、2013年9月に発足した中国（上海）自由貿易試験区の経験を踏まえて、「条件の整ったいくつかの地域を選択し、自由貿易区を発展させる」（「決定」第24条）。

⑤貿易の自由化

貿易の自由化については、「自由貿易圏建設を加速する。世界貿易体制のルールを堅持し、二国間、多国間、地域・サブ地域の開放・協力

4) 特許経営とは、公共サービス、インフラなど、官庁が特定の企業などに許可・特権を与える経営のことである。

を堅持し、各国・地域との利益の合流点を拡大し、周辺を基礎に自由貿易圏戦略を加速する。市場参入、税関監督管理、検査・検疫などの管理体制を改革し、環境保護、投資保護、政府調達、電子商取引など新しい議題の交渉を速め、全世界を対象にした高水準の自由貿易圏ネットワークを形成する」（「決定」第25条）。

⑥金利の自由化、⑦競争力のある為替レートの維持

金利の自由化と競争力のある為替レートの維持については、「人民元為替レートの市場化メカニズムを整え、金利の市場化を加速し、市場の需給関係をより正確に反映した国債のイールドカーブの形成を促す」（「決定」第12条）。

中国は、金融開国に向けて、「人民元の変動相場制への移行」、「金利の自由化」、「資本取引の自由化」からなる三位一体改革を進めている。これにより、為替レートと金利の資源配分機能と、金利操作を中心とする金融政策の有効性が向上すると期待される。

⑧規律的な財政運営

規律的な財政運営については、「予算管理制度を改善する」、「合理的な中央・地方政府の債務管理とリスク早期警戒のメカニズムを確立する」、「中央が支出増につながる政策を打ち出したことによる地方の財源不足は、原則として一般移転支出で調節する」（「決定」第17条）、「現在の中央と地方の財源構造の全体的安定を維持しながら、税制改革に合わせ、各税目の属性を考慮して、中央と地方の収入の区分を一段と合理化する」（「決定」第19条）。

「分税制」と呼ばれる現行の財政・税制体制は、1994年の財政・税制改革によって構築された制度で、経済成長に大いに貢献した一方で、さまざまな問題も表面化している。まず、税収が中央政府に偏っており、地方政府は、支出が多いにもかかわらず、自身の財源確保手段が少ないため、財政赤字に苦しんでいる。また、中央政府と地方政府、地方政府各レベル間

の支出責任が不明確で、階層数が多く、資金の利用効率が悪い。財力のある地方政府は良い公共サービスを提供できる一方、財力の乏しい地方政府はそれができず、その結果、地域格差が生じてしまった。中央と地方間の財源分配と支出面の役割分担を見直すという今回の「決定」は、地方政府の財政赤字と債務の解消を通じて、財政規律の向上につながると期待される。

⑨純粋な所得再分配支出の抑制と公共サービス支出の増加

純粋な所得再分配支出の抑制と公共サービス支出の増加については、「所得分配制度を改革し、共に豊かになるようにし、社会分野の制度刷新を推進し、基本公共サービスの均等化を推進する」（「決定」第2条）。また、「都市と農村のインフラ建設と地域社会建設を統一的に考え、都市と農村の基本公共サービスの均等化を進める」（「決定」第22条）。さらに、「都市・町の基本公共サービスが常住人口を全面的にカバーするよう着実に推進し、都会に定住した農民を都市・町の住宅・社会保障システムに完全に組み込み、農村で加入した年金保険や医療保険が規範に則って都市・町の社会保険システムに引き継がれるようにする」（「決定」第23条）。

⑩タックススペースの拡大

タックススペースの拡大については、「税制を整備する。税制改革を深化し、地方税のシステムを整備し、直接税の割合を徐々に高める。増値税改革を推進し、適宜税率を簡略化する。消費税の課税範囲、段階、税率を見直し、高エネルギー消費、高汚染製品や一部の高級消費財を課税範囲に組み入れる。総合課税と分離課税を合わせた個人所得税制度を徐々に確立する。不動産税立法を加速するとともに適時に改革を進め、資源税改革を急ぎ、環境保護費の租税化を推進する」（「決定」第18条）。そのほか、「国有資本経営予算制度を整備し、国有資本収益の公共財政への納付比率を、2020年までに30%に引き上げて、民生の保障と改善により多く充当

する」（「決定」第6条）ことで、政府の財源を 拡大する。

Ⅵ. ポスト三中全会の国有企業改革

第18期三中全会の「決定」で提出された各改革案の内、国有企業に関連する部分が最も注目されている。中でも、「混合所有制経済の推進」⁵⁾、「現代企業制度の整備」⁵⁾、「国有資産の監督管理体制の改善」などが、その焦点となる。

Ⅵ-1. 混合所有制経済の推進と現代企業制度の整備

中国では、近年、株式制などを通じて非国有資本を国有企業に導入する形で、国有企業の所有権の多様化が進み、ひいては混合所有制経済が形成されつつある⁵⁾。今回の三中全会の「決定」では、混合所有制経済が「基本的経済制度の重要な実現形式」と位置づけられるようになり、今後、混合所有制経済のさらなる発展は、現代企業制度の整備とともに、国有企業改革の最重要課題となる。これらの具体的内容について、國務院国有資産監督管理委員会（国資委）の黄淑和副主任は次のように説明している（黄淑和、2014）。

まず、混合所有制経済を発展させるに当たり、企業の機能によって、異なる政策が適用される。第一に、一部の国家安全に関わる国有企業と国有資本投資会社、国有資本運営会社の場合は、100%国有の形式をとる。第二に、国民経

済に深く関わる重要産業と重要分野の国有企業の場合は、国有資本による絶対的な支配権を維持する。第三に、国民経済の柱となる産業およびハイテク・技術革新型産業の重要国有企業の場合、国有資本が相対的支配権を維持する。第四に、その他の国有企業については、国による出資比率を低く抑え、場合によっては、国有資本を完全に撤退させる。さらに、条件の整った国有企業の上場をさまざまな形で推進する一方、上場の条件がまだ整っていない国有企業には多様な投資家を導入することによって、株主構成の多様化を実現する。また、資金や技術、管理における優れた戦略投資家および全国社会保障基金、一般保険基金、エクイティ投資基金といった機関投資家の国有企業改革への参画を奨励する。

一方、現代企業制度の整備について、次の五つの分野における改革は今後の焦点となる。

第一に、国有企業のコーポレート・ガバナンスを向上させる。株主、取締役、監査役と経営陣がそれぞれの役割を果たし、真のコーポレート・ガバナンスを目指す。さらに長期的に有効なインセンティブ・メカニズムを構築するとともに、経営・投資責任の追及を強化する。

第二に、経営をプロに委ね、企業家の役割を

5) 「混合所有制」は新しい概念ではない。1999年に行われた中国共産党第15期中央委員会第四回全体会議の「国有企業の改革と発展の若干の重大な問題に関する中共中央の決定」には、すでに「国有資本は株式制を通じ、より多くの社会資本を惹きつけ、組織することができ、また国有資本の機能を拡大させ、国有経済のコントロール力、影響力および牽引力を高めることができる。国有大中型企業、特に優位に立っている企業は株式制の実行に適しており、ルールに則っての上場、外資企業との合併、相互出資などの形を通じ、株式制企業に切り替える。混合所有制経済を発展させる。重要な企業の場合、国が支配株主となる」と明記されていた。また、2003年の中国共産党第16期中央委員会第三回全体会議の「社会主義市場経済体制の整備の若干の問題に関する中共中央の決定」においても、「国有資本、集団資本と非公有制資本などが共同出資する混合所有制経済を大いに発展させ、投資主体多様化の実現をめざし、株式制を公有制の主要実現形式にする。」と書かれていた。

発揮させる。そのために、市場から登用する経営者の数を増やす。

第三に、人事、労働、分配といった企業内部の「三つの制度」改革を進めるなど、市場経済における自由な競争ができるための制度保障を提供する。同時に、情報開示を強化し、経営の透明性を高める。

第四に、企業経営者の俸給水準、職務待遇、交際費、業務費を規範化し、関連規定を整備する。経営者、従業員の報酬を企業の業績と結びつける。

最後に、混合所有制企業における従業員の持ち株の方法を検討する。従業員による持ち株を認め、資本の所有者と労働者の利益共同体を形成させる。

Ⅵ-2. 国有資産の監督管理体制の改善

今回の三中全会の「決定」において、国有資産の監督管理体制について、従来の「企業管理」から「資本管理」に転換するという新しい改革の方向性が打ち出されている。

中国の国有企業は、自身に経営主導権がなく、複数の政府部門により経営に行政介入されていた。このような行政介入は、企業経営の妨げとなり、効率低下をもたらしていた。2003年に国資委が設立されたことで、国有企業に対する監督管理体制が大きく変わり、銀行など、一部を除いて国有企業の管理権が国資委に集中され、管理権分散の問題が解決された。しかし、国資委は依然として国有企業の経営に関与することから、次の問題が起きている。まず、国有企業は自身の経営活動以外に、国資委から頼まれる行政的任務をこなさなければならない一方で、国資委が国有企業の経営活動にとって有利な政策を策定するなど両者が癒着しやすい関係にある。また、国資委は、国有企業の資産だけでなく、従業員の配置や職場の安全、環境保護など、本来企業がやるべきことをやってしまう。最後に、国資委は情報の欠如と専門知識の不足から、国有企業の経営実態を把握しきれず、監督が形骸化してしまう恐れがある。

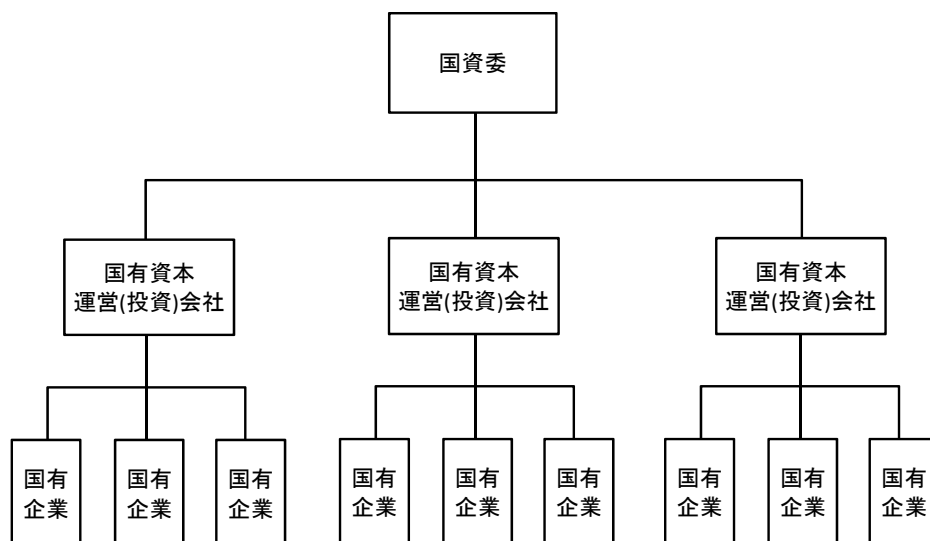
以上の問題を踏まえて、三中全会の「決定」では、「資本の管理を中心に国有資産の監督管理を強化する。国有資本の授權経営体制を改革し、若干の国有資本運営会社を設立し、条件の整った国有企業を国有資本の投資会社に改組することを支持する。」（「決定」第6条）という方針が打ち出されている。その実施に際しては、すでに上海などで導入されている「国資委」、「国有資本運営（投資）会社」、「国有企業」からなる三層の構造が参考になるだろう（図6）。

これまで、国資委は、直接「国有企業」の「人事、経営、財務」を管理してきた。また、法律に基づく国有財産権の委託代理関係は構築されておらず、政府が国有企業に対し、過剰に介入する一方で、赤字の補てんもしばしば行われており、モラル・ハザードを助長するソフトな予算制約の問題が依然として深刻である。さらに、国有財産権の流動性が低いため、新しい分野への参入や古い分野からの撤退がうまく進まず、資本効率は極めて低い。今後、国資委は、国有資本運営（投資）会社の監督管理に専念することになる。

これに対して、国有資本運営（投資）会社は、国有企業そのものよりも、資本化と証券化された国有資産、つまり「国有資本」を管理する。その主な機能は、株主として、混合所有制企業の国有株式を保有すること、取締役会を通じて企業へのガバナンスを行うこと、企業の経営業績を考査すること、国有株式の増減を決定すること、新しい投資対象を模索することなどである。既存の全国社会保障基金や、信達、華融などの資産管理会社、外貨準備の運用の一部を任せられている中国投資有限責任公司(CIC)、中央匯金投資公司などは、すでにこのような機能を持っている。

今後、国有企業の扱いは、それぞれの性質によって異なってくる。「決定」では、「国有資本の投資運営は、国の戦略的目標に尽くし、国の安全保障や国民経済の命脈にかかわる重要な業種とカギとなる分野により多く投じるべきである。そして公共サービスを重点的に提供し、重

図6 国有資産の監督管理の三層構造



(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

要な先行性、戦略性を持つ産業を発展させ、生態環境を保護し、科学技術の進歩を支援し、国家の安全を保障すべきである。」(「決定」第6条)と明記している。

これらの改革により、次の効果が期待される。まず、新設する専門機関が国有資本を運営することで、従来の国資委による国有企業への行政介入が解消される。次に、国有資産を資本化する(国有企業の実物資産や貨幣資産を株主持分に換算する)ことで、国は投資の運用管理がしやすくなる。特に国有資本の流動性が高められ、産業への参入と退出が容易になり、資源がより適正に配置される。さらに、国有資産の資本化によって、ほかの形態の資本の参入が容易になり、このことは、国有企業の資本の多様化につながる。

Ⅵ-3. 残された課題

「決定」は、国有企業改革に関して、「混合所有制経済の推進」、「現代企業制度の整備」、「国有資産の監督管理体制の改善」を強調しているものの、「いささかも動揺することなく公有制経済を強固に発展させ、公有制の主体的地位を

堅持し、国有経済に主導的役割を發揮させ、国有経済の活力・コントロール力・影響力を不断に増強しなければならない」(「決定」第2章「基本経済制度を堅持し、充実させる」の導入部分)としている。このことは、国有企業改革の妨げとなっているイデオロギーの障壁が依然として取り除かれていないことを意味する。

また、混合所有制経済を発展させることで、国有企業の民営化が促されると期待される一方で、混合所有制が国有資本の支配範囲を拡大させ、公有制の主導的地位を強化する手段として悪用される恐れがある。その場合、行政独占への打破は実現できないだろう。

さらに、国有企業のリーダーを党と政府の幹部から企業の経営者に改めることや、国有企業を競争的分野から撤退させることは、既得権益集団から強い抵抗が予想されるだけに、依然として前途多難である。

最後に、国有資産の監督管理体制についても、市場での競争をスポーツの試合にたとえれば、審判員であるべき国資委が選手も兼ねてしまうため、公平な試合ができるはずはない。また、国資委は業務全体の指導において、戦略的

発想が乏しく、国民経済における国有企業の果たすべき役割と位置づけを考えず、もっぱら国有経済の強化を追求している。さらに、誰が監督当局である国資委を監督するかという問題も未解決のままである。

このように、イデオロギーの問題、行政独占の打破、行政と企業経営の分離、競争的分野か

らの国有企業の撤退、国有資産監督管理体制の改善など、以前から指摘されている国有企業改革における難題について、「決定」が方向性を示しつつも、抜本的対策を打ち出しておらず、所期の効果を上げることができるとは、まだ疑問が残っている。

Ⅶ. 「政左経右」に特徴付けられる習近平路線

中国では、2012年11月に習近平氏が総書記に就任してから、経済の面でできるだけ政府による経済活動への介入を減らし、市場と企業（中でも民間企業）の活力を発揮させるという右傾化の傾向とは対照的に、政治の面では共産党による一党統治、中でも習総書記の権力基盤を強化するという左傾化が進んでおり、指導部の「政左経右」路線は鮮明になってきた。

Ⅶ-1. 政治面の左傾化

習近平体制の下で、政治の面において、次のような左傾化の傾向が見られている。

まず、毛沢東主席の功績を称えることを通じて、その継承者としての指導部と習総書記の権威を高めようとしている。習総書記は、「（毛主席が独裁者として君臨した改革開放の）前の30年を以て後の30年を否定してはいけませんが、後の30年を以て前の30年を否定してもいけない」という発言を繰り返している。また、習総書記は、2013年7月に中国革命の「聖地」である西柏坡と毛沢東故居を視察し、毛沢東故居を愛国主義と革命の伝統を学ぶための教育基地にせよと指示した。さらに、2013年12月には、毛沢東生誕120周年の記念行事の一環として、習総書記をはじめ、党の最高指導部である中央政治局常務委員会のメンバー7人が座談会に出席し、毛主席記念堂を訪れた。

また、体制への批判を抑えようと、言論統制

を強めている。2013年5月から共産党と異なる思想や意見を持つ学者のミニブログが相次いで閉鎖され、何人かの有名ブロガーが逮捕された。同じ時期に、『紅旗文稿』、『人民日報』、『解放軍報』、など主要メディアで、憲政を批判し、現在の政治体制を擁護する文章が相次いで発表された。海外のメディアは、北京と上海の大学では「普遍的価値」「報道の自由」「公民社会」「公民の権利」「中国共産党の歴史的過ち」「権貴資産階級（権力と富を持つ特権階級のこと）」および「司法の独立」の七つの話題を取り上げてはならないという内部通達が出されたと伝えている（明報、2013）。

さらに、党の規律を正し、腐敗撲滅キャンペーンを強化している。その狙いは、大衆の支持を獲得するだけではなく、指導部の権威を高め、改革を阻む保守勢力に打撃を与えることである。「虎も蠅も逃がさない」（大物だろうが小物だろうが取り締まる）というスローガンのもとで、多くの高官が汚職追及の対象となっている。

最後に、指導部に、中でも習総書記に権力を集中させようとしている。それに向けて、2013年11月に開催された第18期三中全会の決定に従い、「中央国家安全委員会」と「中央全面深化改革指導グループ」が新設され、習総書記が最高責任者に就任した。

VII-2. 新段階に入った権威主義体制

もっとも、程度の差はあるものの、「政左経右」は、中国が1978年に改革開放に転換してから、歴代の指導者が採ってきた基本路線であり、「権威主義体制」の特徴として広くとらえられている。習近平路線は、さらにそれを強化しようとしているに過ぎない。

中国は、1949年に共産党政権が樹立されてからの30年間あまり、全体主義体制下にあったが、1978年に改革開放に転換したことをきっかけに権威主義体制に移行した。権威主義体制は、政治権力の集中度、権力と自由の関係、統治の方法、イデオロギー、政権の正当性などの面において、全体主義体制と民主主義体制の中間に位置づけることができる（表1）。権威主義体制の下で、中国は共産党による一党統治を維持すると同時に、市場化改革と対外開放を推進することを通じて、経済発展を目指すようになったのである。

権威主義者の代表格である上海師範大学の蕭

功秦教授は、改革開放以来実施されてきた鄧小平路線を権威主義体制のバージョン1、習近平路線をそのバージョン2ととらえている（蕭功秦, 2014）。彼によると、権威主義体制のバージョン1では、政府は市場経済化改革を切り開いたのに対し、バージョン2では、政府は、市場経済を整備しながら、政府主導型の改革がもたらした汚職、国有企業による市場の独占、利益の固定化などの問題を解決しようとしている。蕭教授は習総書記がこれらの問題に真剣に取り組むことで、中国が権威主義体制の黄金期に入ると見ている。

1980年代に胡耀邦総書記と趙紫陽総書記のブレインであった呉稼祥氏も、習総書記が権威主義体制を遂行する強いリーダーになると確信している（呉稼祥, 2012）。その根拠として、30年ぶりに彼が党総書記就任と同時に軍を掌握したことや、国務院総理と党総書記の考え方がかなりの程度で一致していること、旧世代による政治への干渉が基本的に無くなったことを

表1 全体主義と民主主義の中間に位置づけられる権威主義体制

	全体主義体制	権威主義体制	民主主義体制
政治権力の集中度	政治権力は独裁者に集中する。その影響は、経済活動を含む社会のすべての領域に及ぶ。	政治権力は多元化し、主に少数の指導者や集団によって握られながらも、一部の利益集団にも分配される。それにより、政権が一定の制約を受ける。社会において、政府による支配が弱くなり、政治権力に干渉されない領域が現れる。	政治権力は多面的で、異なる組織に分散される。社会において、政治権力に干渉されない領域が広く存在する。
権力と自由の関係	国民の自由は完全に抹殺される。権力と自由が衝突した場合、国民の自由は政治権力に無条件で従う必要がある。	国民の自由は、当局によって制限されながらも一定の配慮がなされる。権力と自由が衝突した場合、国民の自由は往々にして条件付きで政治権力に服従する。	国民の自由が最大限に尊重される。権力と自由が衝突した場合、政治権力は往々にして条件付で国民の自由に譲歩する。
統治の方法	政権を維持するために、反対勢力に対する暴力を伴う鎮圧が日常的に行われる。	指令と強制によるものではあるが、その範囲と度合いは比較的厳格に制限されている。	選挙や競争、説得などの非強制的手段が重視され、健全な法制とプロセスが確立されている。
イデオロギー	特定のイデオロギーを国民に強要する。	建前としてイデオロギーが標榜されることはあるが、国民に強要することはない。	各種多様なイデオロギーが許され、執政者は少なくとも建前として、特定のイデオロギーに支配されていないと宣言する。
政権の正当性	イデオロギーや指導者の個人の魅力などに求める。	形式上の選挙が行われることや、イデオロギーや指導者の個人の魅力が強調されることもあるが、経済発展の実績が政権の正当性の最も重要な根拠となる。	選挙など、憲法に沿った成立のプロセスにある。

（出所）Linz（1975）などより野村資本市場研究所作成

挙げている。

Ⅶ-3. 迫られる政治改革

このような権威主義擁護論に対して、新自由主義者を中心とする体制外の学者は、中国が直面している多くの問題を解決するためには、政府の権力を強化するよりも、民主化と法治化が必要であると訴えている⁶⁾。

まず、中国が採っている一党統治という政治体制の下では、経済発展を目指すに当たり、公平性よりも効率性が重視されやすい。実際、中国では所得格差が拡大しており、社会の安定を脅かす原因となってきた。所得格差を是正していくためには、弱者の主張も政策に反映されるように、公平・公正な選挙を実施し、彼らにも一票の力を与えるべきである。

第二に、長期政権は必ず腐敗する。中国共産党も決して例外ではない。腐敗防止のためにも、選挙によって与党と野党の政権交代が可能である民主的政治システムを確立すべきである。

第三に、環境問題が深刻化している。諸外国の経験が示しているように、環境問題の解決には、法整備に加え、市民団体やマスコミによる

企業への監督や、裁判所による公平な判決も欠かせない。しかし、一党統治体制の下では、このようなチェック・アンド・バランスが欠如している。

最後に、中国では、市場経済化が進み、経済が発展するにつれて、社会の価値観と利益が多様化しており、階級闘争を標榜する従来の共産主義というイデオロギーは求心力を失っている。共産党にとって、公平・公正な選挙という洗礼を受けることは、新たな正当性を得る有効な方法であると言う。

実際、1970年代中期以降、民主化の「第三の波」と呼ばれた権威主義体制から民主主義体制への移行という流れが世界的範囲で加速した(Huntington, 1991)。アジアにおいても、フィリピン、台湾、韓国、タイ、インドネシアなどが、相次いで「開発的独裁」と呼ばれる権威主義体制から民主主義体制に移行した。現在の中国も、権威主義体制のままでは、社会の安定を保ちながら経済発展を持続することは難しく、民主主義体制への移行を迫られている。「二つの罫」に挑む習近平政権にとって、それに向けた政治改革は避けて通れない道である。

6) 権威主義者も、新自由主義者と同じように、中国は最終的に民主主義体制の確立を目指すべきだと考えている。ただし、民主化に取り組む際、全体主義体制から権威主義体制へ、さらに、民主主義体制へという順で進めていくことをすすめている。この順序を無視し、一気に民主主義体制に移行しようとする、社会が不安定化する恐れがあるため、民主主義体制の確立は、短期目標ではなく、長期目標にすべきである。それに向けて、権威主義体制の下で、政府は経済発展を進めるだけでなく、市場経済、私有財産、市民社会、法治といった民主主義体制の前提条件を整えなければならないと言う。

参 考 文 献

日本語

関志雄 (2013) 『中国 二つの罨』 日本経済新聞出版社。

南亮進 (1970) 『日本経済の転換点：労働の過剩から不足へ』 創文社。

中国語

黄淑和 (2014) 「国有企業改革が深まっている」, 『求是』 2014年03期。

明報 (2013) 「北京・上海の大学に『七不講』 (取り上げてはならない七つの話題) の指示」, 『明報』, 2013年5月11日付。

清華大学研究グループ (2012) 「『中所得国の罨』 それとも『体制移行の罨』」, 『開放時代』 第3期。

呉稼祥 (2012) 「呉稼祥：18回党大会後の政治に現れたこれまでの20年間になかった三つの特徴」, 鳳凰ネット, 2012年12月18日。

蕭功秦 (2014) 「中国における改革の再出発：鄧小平から習近平へ」, 『大学問』 第89期, 鳳凰ネット, 2014年1月10日。

英語

Gill, Indermit and Homi Kharas (2007) *An East*

Asian Renaissance : Ideas for Economic Growth, World Bank.

Huntington, Samuel, P. (1991) *The Third Wave : Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press, 1991. (坪郷 實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波―20世紀後半の民主化―』, 三嶺書房, 1995。)

Linz, Juan J. (1975) “Totalitarian and Authoritarian Regimes,” in F. Greenstein and N. Polsby, eds., *Handbook of Political Science*, Addison-Wesley, Volume 3. 1975. (高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』, 法律文化社, 1995年。)

Williamson, John. (1990) “What Washington Means by Policy Reform,” In John. Williamson ed., *Latin American Adjustment : How much has happened?* Institute of International Economics.

World Bank (2012) *China 2030 : Building a Modern, Harmonious, and Creative High-Income Society* (中国国務院発展研究センターとの共同研究), World Bank.

補論 二つのバブル：

中国の現状と1980年代後半の日本との比較

日本経済は、1980年代後半にバブルの膨張を経験したが、1990年以降、バブルの崩壊をきっかけに、長期低迷に陥った。現在の中国でも、不動産市場を中心に、バブルが膨張しており、その行方が注目されている。ここでは、両者の類似点と相違点を明らかにする。

日本と類似するバブル膨張の背景

現在の中国とバブル期の日本を比較して見ると、次の類似点が浮かんでくる。

まず、1980年代後半の日本と同じように、潜在成長率を超える高成長を目指そうとするマクロ経済政策が、資産バブルを招いている。

また、当局が為替レートの上昇を抑えようと、積極的に外為市場に介入した結果、流動性が膨張してしまった。日本では、1985年の「プラザ合意」を受けて円高が進行したが、1987年2月にドル高是正という目標が達成されたことを受けて、G7参加国間でドルの安定を目指す「ルーブル合意」が交わされた。これをきっかけに、日本銀行は大規模なドル買い介入を行うようになり、為替市場への介入は、金融緩和とともに、流動性、ひいては資産バブルの膨張に拍車をかけた。中国においても、人民元高を抑えるための市場介入が不動産価格の上昇をもたらした流動性膨張の一因となっている。

さらに、従来の預金を原資とする銀行の貸出とは別に、当局の規制から逃れるための資金調達ルートとして、シャドーバンキングが使われている。バブル期の日本では、多くの不動産関連融資が、当局の監督が届かない住宅金融専門会社（住専）といったノンバンクを経由した。このことは、不動産バブルの膨張に拍車をかけた一方で、バブル崩壊後の不良債権問題を深刻化させた。現在の中国においても、銀行が理財商品、信託会社が信託商品を販売することを通じて、資金を調達し、その一部を不動産市場につぎ込んでいる。

最後に、資産（日本の場合は不動産と株式、中国の場合は不動産のみ）価格が大幅に上昇しているが、物価は比較的安定している。これは、金融引き締めへの転換を遅らせている。

リスクの軽減に寄与すると期待される日本との相違点

その一方で、現在の中国と1980年代後半の日本との間には多くの相違点も見られている。

まず、バブル期の日本では、銀行の住専などへの融資はバランスシートの一部であり、焦げ付いた場合、銀行自らの不良債権となる。これに対して、現在の中国では、シャドーバンキング商品の大半は、銀行のバランスシートから分離されており、仮に債務不履行が起ころうと、原則として、銀行は顧客に対して損失を補填する義務を負っていない。

また、日本では大半の銀行が民営であるのに対して、中国ではほとんど国営となっている。このため、いざという時に政府に支援してもらえると期待されている。

さらに、バブル期の日本はすでに変動相場制に移行しており、資本移動の自由化も進んでいた。これに対して、中国では、人民元レートが当局によって厳しく管理されており、資本移動も制限されている。その結果、人民元は投機の対象になりにくい上、資本の激しい移動による金融市場の不安定化が避けられる。

最後に、両国の経済発展段階には大きな差がある。バブルが弾けた1990年代の日本は、すでに成熟した先進国であった。これに対して、現在の中国は、まだ新興工業国の段階にある。従来と比べて、潜在成長率が低下しているとはいえ、「後発の優位性」を生かせば、6～7%という中程度の成長が当面維持されると思われる。特に、予想される都市化の進展は、不動産投資のみならず、経済成長を支える力となろう。

これらの相違点は、中国にとって、バブルの崩壊によって引き起こされかねない経済危機と景気の長期低迷を免れるための有利な条件となる。